

## 評議員選出に関する細則

第1条 日本肘関節学会会則第15条による評議員の選出はこの定めによる。

第2条 評議員は就任の年の1月1日現在、年齢66歳未満の者に限る。

2 評議員の任期は3年とし、再任は妨げない。

第3条 評議員の推薦と選出

1) 評議員の推薦資格は、評議員がこれを有する。

2) 理事長は選出評議員の数を明示し被推薦者を募る。

3) 選出は、理事会において行い、評議員会の議を経て総会で決定する。

4) 評議員の選定に当たっては地域性も考慮する。

第4条 評議員の被推薦資格

評議員として推薦されるものは下記1項のすべての条項あるいは2項の事項を充たすことを要する。

第1項

1) 正会員であること

2) 入会后10年以上経過していること

3) 本学会において、主演者としての発表があること

第2項

特別な事由により、理事会が必要と認めたもの

附 記

1. 本細則の変更は理事会において行う。

2. 本細則は平成15年2月16日から施行する。

3. 本改訂細則は平成16年2月22日から施行する。

4. 本改訂細則は平成17年10月21日から施行する。